平成２２年（フ）第７２３号
福岡市中央区福浜１丁目１番９―909号
債務者　大坪　榮子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３４号
福岡県春日市一の谷３丁目93番地リーバス春日202号
債務者　小山田拓哉
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３７号
福岡市東区若宮１丁目12番20―101号
債務者　川原　由桂
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1037番地ビッグバレーＤ棟202号
債務者　松尾　宏昌
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４７号
福岡市城南区堤団地14番208号
債務者　稲澤　裕之
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７６８号
福岡市早良区星の原団地24番305号
債務者　木原　雅弘
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７６９号
福岡市早良区星の原団地24番305号
債務者　木原　智子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８８号
福岡市早良区小田部７丁目19番20―201号
債務者　木村耕一郎
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１２号
福岡市中央区鳥飼３丁目16番17号
債務者　多田　弘道
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１３号
福岡市中央区鳥飼３丁目16番17号
債務者　多田美和子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１５号
福岡県太宰府市都府楼南３丁目24番12―503号
債務者　伊波　保英
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１７号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1136番地サンティールコスモスＡ102号
債務者　古川美智子（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８２１号
福岡市早良区田村４丁目22番11―201号
債務者　松山　敦子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３４号
福岡市東区三苫２丁目１番６号
債務者　佐藤　浩子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６２号
福岡県大野城市筒井１丁目６番40号　セジュルローゼ206号
債務者　大楠　琢磨
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６３号
福岡県大野城市筒井１丁目６番40号　セジュルローゼ206号
債務者　大楠　和美（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８７８号
福岡市南区弥永団地51番507号
債務者　大神　純子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９００号
福岡県春日市須玖南２丁目１番地２ディナスティⅦ303号
債務者　森　　純菜
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部